

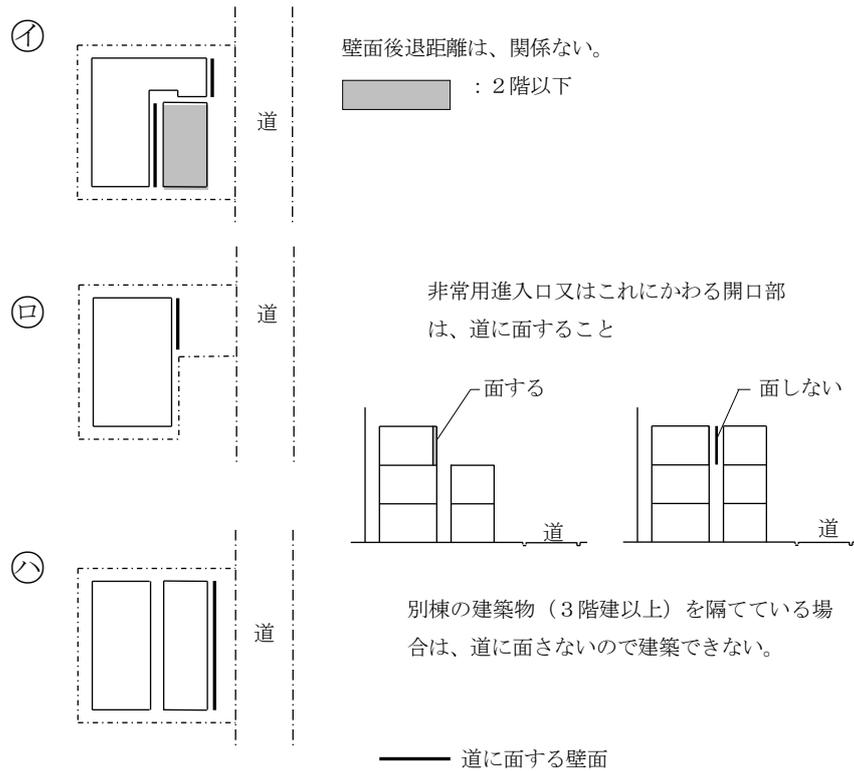
2-38

非常用の進入口の設置

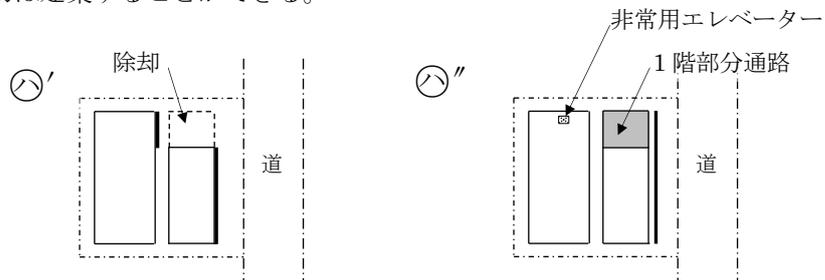
法第35条
令第126条の6

内容

「道に面する」については、下図のように扱う。



なお、③の場合に、道路側の建築物を改修し、次図③' 又は③'' とすれば後部の建築物は建築することができる。



③'' の増築棟に非常用EVを設置し、既存棟の1階（■部分）が下記の条件を満たした場合は建築できる。

- ① 耐火構造（令第112条第14項の規定による特定防火設備を含む。）で防火区画をすること
- ② 幅4m、高さ3.5m以上とすること。
- ③ 常時通行可（24時間開放）とすること
- ④ 内装は不燃材料とすること（下地共）

2-39

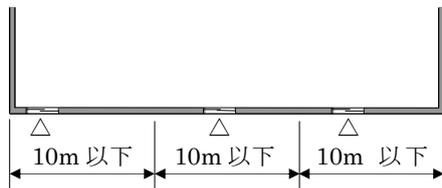
非常用の進入口に代わる開口部の設置

法第35条
令第126条の6

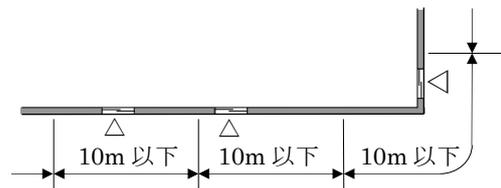
内容

「壁面の長さ 10m以内ごとに」は、下図による。
また、「壁面の長さ」とは、壁芯ではなく壁の両端となるので、注意すること。

①道等に外壁面が一面のみ面する場合



②道等に外壁面が二面以上面する場合



凡例：△…開口部位置を示す

2-40

非常用の進入口に代わる開口部

法第35条
令第126条の6

内容

非常用の進入口に代わる開口部の構造は次表のとおりとする。ただし、広告塔・看板・日除け・雨除け・ネオン管灯・固定した格子・シャッター及びシャッター雨戸等は進入の障害となるため、これらを用いる場合は、非常用の進入口に代わる開口部とみなされない。

種 別	ガラスの厚み等		
クレセント付きの開口部に用いるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・フロート板ガラス (JIS R 3202) ・磨き板ガラス (JIS R 3202) ・型板ガラス (JIS R 3203) ・熱線吸収板ガラス (JIS R 3208) ・熱線反射ガラス (JIS R 3221) 	・6mm以下のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・左欄の種別及び厚みに適合する低放射ガラスを用いる場合は、薄膜^{注1}の形成により、基板(板ガラス)の強度を変えないもの ・左欄の種別及び厚みに適合するガラスに窓ガラス用フィルムA^{注2}又はB^{注3}を貼付したもの
	<ul style="list-style-type: none"> ・強化ガラス (JIS R 3206) ・耐熱板ガラス 	・5mm以下のもの	
	<ul style="list-style-type: none"> ・網入り板ガラス (JIS R 3204) ・線入りガラス (JIS R 3204) 	・6.8mm以下のもの。ただし、破壊作業のできる足場 ^{注2} が設けられている開口部においては、1.0mm以下のもの	
	<ul style="list-style-type: none"> ・上記各種の板ガラスを使用するもの ・複層ガラス (JIS R 3209) 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記内容(網入り板ガラス及び線入り板ガラスは、厚さ6.8mm以下のものに限る。)の例により設けるもので、重ねる板ガラスの数が2のもの 	
はめ殺しの開口部に用いるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・フロート板ガラス (JIS R 3202) ・磨き板ガラス (JIS R 3202) ・型板ガラス (JIS R 3203) ・熱線吸収板ガラス (JIS R 3208) ・熱線反射ガラス (JIS R 3221) 	・6mm以下のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・左欄の種別及び厚みに適合する低放射ガラスを用いる場合は、薄膜^{注1}の形成により、基板(板ガラス)の強度を変えないもの ・左欄の種別及び厚みに適合するガラスに窓ガラス用フィルムA^{注2}を貼付したもの
	<ul style="list-style-type: none"> ・強化ガラス (JIS R 3206) ・耐熱板ガラス 	・5mm以下のもの	
<ul style="list-style-type: none"> ・上記各種の板ガラスを使用するもの ・複層ガラス (JIS R 3209) 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記内容の例により設けるもので、重ねる板ガラスの数が2のもの 		

- (注1)： 薄膜とは、基板（板ガラス）の表面に光学膜をパイロティック製法（ガラスの製造の工程において基板に金属（酸化せず）の薄膜（膜厚：約 350nm）を形成）又はスパッタリング製法（製造された基板に金属の薄膜（酸化亜鉛・銀）の薄膜（膜厚：約 179nm）を形成）により製膜するもの
- (注2)： 「窓ガラス用フィルムA」とは、次のものをいう。
- (1) ポリエチレンテレフタレート（以下「PET」という。）製窓ガラス用フィルム（JIS A 5759に規定するもの。以下同じ。）のうち、多積層（引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。以下同じ。）以外で、基材の厚さが 100 μm以下のもの
 - (2) 塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが 400 μm以下のもの
- (注3)： 「窓ガラス用フィルムB」とは、次のものをいう。
- (1) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが 100 μmを超え 400 μm以下のもの
 - (2) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが 100 μm以下のもの
- (注4)： 破壊作業できる足場とは、ガラスを使用した開口部の外部に設けられたバルコニーで次に適合するものをいう。
- (1) 奥行きが 60cm 以上であり、かつ、幅が当該開口部の幅以上であること
 - (2) バルコニーの手すりの高さは 1.2m 以下であること
 - (3) 消防隊がその上部で行う破壊作業に耐えうる構造であること

また、外部解錠サムターン付き軽量シャッター（以下「シャッター」という。）は、下記の条件に適合するものについて、建築基準法施行令第 126 条の 7 第 1 項第 4 号に規定する「外部から開放し、又は破壊して室内に進入できる構造」に適合するものと認めるものとする。

<条件>

- (1) シャッター外部には、解錠・開放のための足場（奥行：80 cm以上、幅：当該シャッター幅以上）を有すること。なお、シャッターをバルコニーのある開口部に設ける場合は、バルコニーの手すり高さ 1.2m以下、手すりの上端から天井面までの高さ 1.0 m以上及びバルコニーの奥行き 80 cm以上であること。
- (2) サムターン（解錠装置）には、その直近の見やすい位置に解錠方法を記した表示があること。
- (3) シャッターに近接してガラス窓等の開口部を設ける場合で、当該ガラス窓等より室内に進入する場合は、建築基準法施行令第 126 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する進入口の幅、高さ及び下端の床面からの高さ以上確保すること。
- (4) スラット部分の厚さが 1.0 mm以下であること。

（平成 26 年 6 月 9 日大消規第 326 号 参照）

2-41

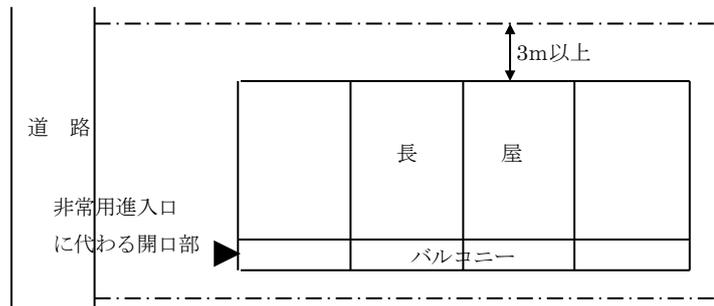
長屋における非常用の進入口に代わる開口部の設置

法第35条
令第126条の6

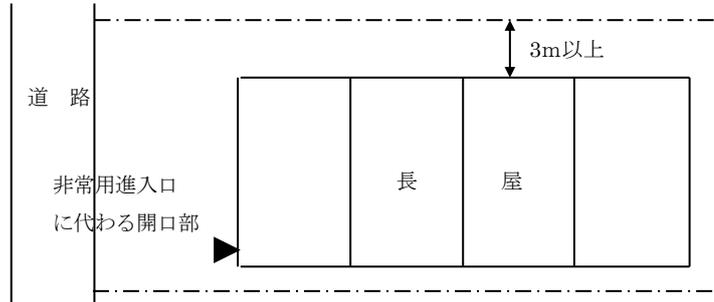
内容

次の①及び②は、いずれも可とする。ただし、②の場合は3階建て以下とする。

- ① 3階以上の部分が、バルコニーを介して各住戸へ進入できる構造の場合



- ② 3階部分にバルコニーがない場合



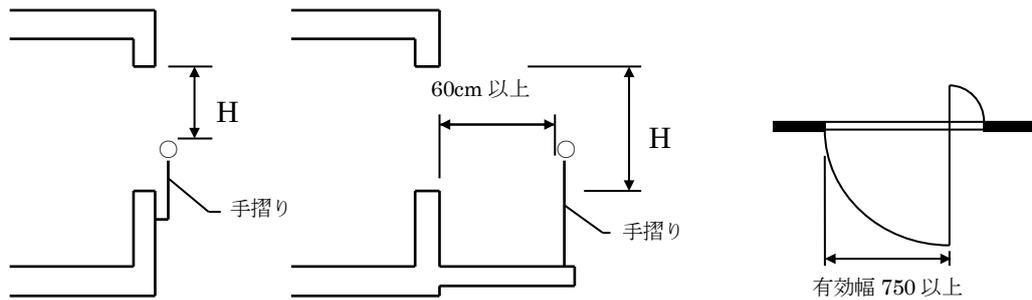
2-42

非常用の進入口に代わる開口部の有効幅および高さ

法第35条
令第126条の6

内容

有効幅及び高さは、下図による。



H : 1.2m (×W : 0.75m) 又は H : 1.0m (×W : 1.0m)

2-43

**非常用の進入口と非常用の進入口に代わる開口部を
混用する場合**

法第35条
令第126条の6
令第126条の7

内 容

階又は壁面を異にする混用は可とする。ただし、同一階における同一外壁面の場合の混用は不可。

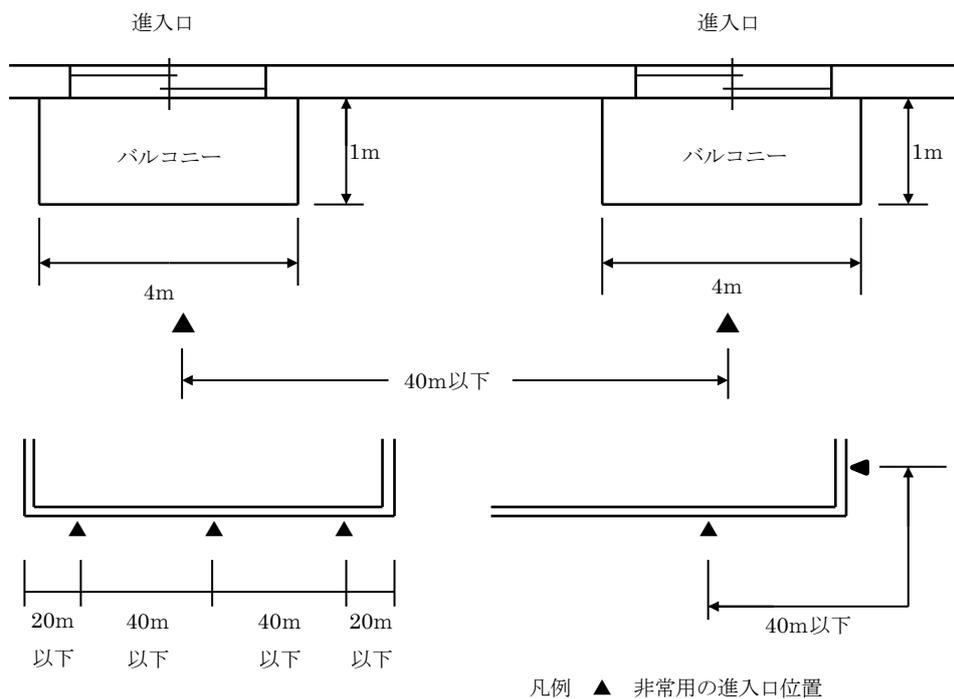
2-44

非常用の進入口の構造

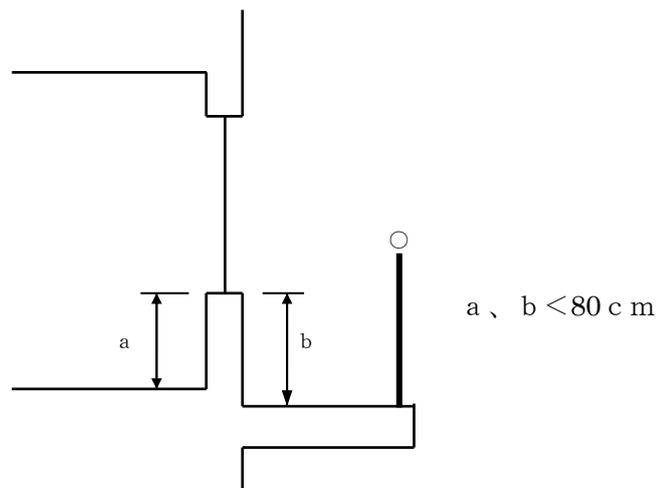
法第35条
令第126条の7

内容

① 「間隔 40m以下」 は、それぞれの進入口の中心からの距離とし、下図による。



② 進入口の下端の床面からの高さは不利な方で測ること。



③ 進入口から、その階の各部分に有効に通じること。

2-45

屋外避難階段からの敷地内に設けるべき通路を、
建物内に設ける場合の取扱い

法第35条
令第128条

内 容

出入口等から、道路等に通じる幅員 1.5m以上の通路が、次の各号に該当する場合には、建物内に設けることができる。

- ① 通路部分は、主要構造部を耐火構造とし、かつ、これに接続する建築物は、主要構造部を耐火構造で造ること。
- ② 通路部分は耐火構造で区画し、原則として開口部を設けないこと。ただし、やむを得ず設ける場合は、常時閉鎖式又は煙感知器連動の特定防火設備とすること。(小規模な便所・避難通路の幅を確保した自転車置場は除く。)
- ③ 壁(床面から 1.2mまでの部分を含む)・天井の仕上げは、仕上げ下地共不燃材料とする。
- ④ 階段から屋外出口までの(道路等、避難上有効な空地に面すること)歩行距離は、令第 120 条に規定する数値以下とする。
- ⑤ 通路部分には段差を設けないものとする。
- ⑥ 排煙について、平成 12 年告示第 1436 号四の規定は適用できない。

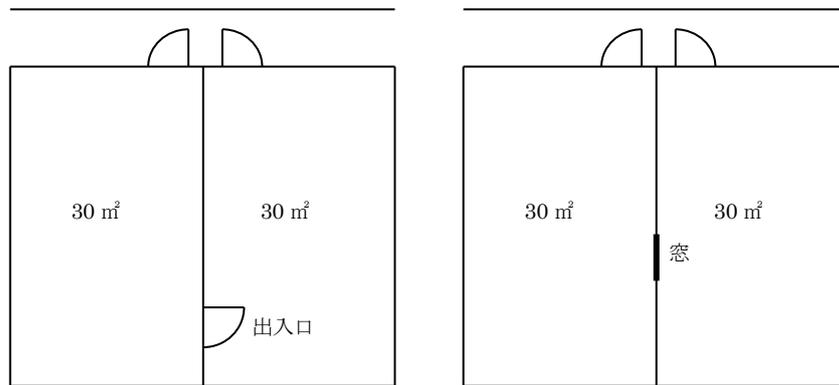
2-46

内装制限を受ける床面積50㎡を超える居室

法第35条の2
令第128条の3の2

内容

下図のように、出入口・窓等で連絡している各室は1室と扱い、床面積が50㎡を超える居室とみなす。



2-47

内装制限を受ける建築物

法第35条の2
令第128条の4
令第128条の5

内 容 内装制限を受ける建築物は、下記の表による。

	用途・構造・規模区分	当該用途に供する部分の床面積			内 装 制 限		建築基準法 施行令
		耐火建築物 又は法第 27 条第 1 項の 規定に適合 する特殊建 築物(特定 避難時間が 1 時間未満 である特定 避難時間倒 壊等防止建 築物を除 く。)の場合	準耐火建 築物又は特 定 避難時間が 45 分以上 1 時間未満 である特定 避難時間倒 壊等防止建 築物の場合	そ の 他 の 建 築 物 の 場 合	居室等	地上に通ず る主たる 廊下・階段 通路	
①	劇場・映画館・演芸場・ 観覧場・公会堂・集会場	(客席) 400 m ² 以上	(客席) 100 m ² 以上			不燃材料 準不燃材料	128 の 4 ・ ① 128 の 5 ・ ①
②	病院・診療所(患者の 収容施設のあるもの) ホテル・旅館・下宿・ 共同住宅・寄宿舎・ 児童福祉施設等(建基 令 19 ・ ①参照)	(3 階以上の 部分) 300 m ² 以上 (100 m ² (共 同住宅の住 戸にあつて は 200 m ²)以 内ごとに防 火区画され たものを除 く)	(2 階部分) 300 m ² 以上 (病院、診療 所は、2 階に 患者の収容 施設がある 場 合 に 限 る)	200 m ² 以上	不燃材料・ 準不燃材料 難燃材料 (3 階以上の 階に居室を 有する建 築物の当該 用途に供す る居室の天 井については 不燃材料、 準不燃材料 とする。)	不燃材料 準不燃材料	128 の 4 ・ ① 128 の 5 ・ ①
③	百貨店・マーケット・展 示場・キャバレー・カフ ェー・ナイトクラブ・パ ー・ダンスホール・遊技 場・公衆浴場・待合・料 理店・飲食店又は物品販 売業を営む店舗(10 m ² 以内を除く)	(3 階以上の 部分) 1000 m ² 以上	(2 階部分) 500 m ² 以上	200 m ² 以上		不燃材料 準不燃材料	128 の 4 ・ ① 128 の 5 ・ ①

	用途・構造・規模区分	当該用途に供する部分の床面積			内 装 制 限		建築基準法 施行令
		耐火建築物又は法第 27 条第 1 項の規定に適合する特殊建築物(特定避難時間が 1 時間未満である特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。)の場合	準耐火建築物又は特定避難時間が 45 分以上 1 時間未満である特定避難時間倒壊等防止建築物の場合	その他の建築物の場合	居室等	地上に通ずる主たる廊下・階段通路	
④	地階または地下工作物内の居室等で、①②③の用途に供するもの	全部			不燃材料 準不燃材料	不燃材料 準不燃材料	128 の 4 ・ ① ・ 三 128 の 5 ・ ③
⑤	自動車車庫・自動車修理工場	全部			不燃材料 準不燃材料	不燃材料 準不燃材料	128 の 4 ・ ① ・ 二 128 の 5 ・ ②
⑥	無窓の居室（建基令 128 の 3 の 2 参照）	全部 (ただし、天井高さが 6m を超えるものを除く)			不燃材料 準不燃材料	不燃材料 準不燃材料	128 の 3 の 2 128 の 5 ・ ⑤
⑦	階数及び規模によるもの		・ 階数が 3 以上で 500 m ² を超えるもの ・ 階数が 2 で 1000 m ² を超えるもの ・ 階数が 1 で 3000 m ² を超えるもの ただし、次のものを除く 1. 学校等（建基令 126 の 2 ・ ① ・ 二参照） 2. 100 m ² 以内ごとに防火区画され特殊建築物の用途に供しない居室で、耐火建築物の高さが 31m 以下の部分にあるもの 3. ②欄の用途に供するもので高さが 31m 以下の部分		不燃材料 準不燃材料 難燃材料	不燃材料 準不燃材料	128 の 4 ・ ② ③ 128 の 5 ・ ④
⑧	火気使用室	住 宅：階数が 2 以上の住宅で最上階以外の階にある火気使用室 住宅以外：火気使用室は全部（ただし、主要構造部を耐火構造としたものを除く）			不燃材料 準不燃材料	—	128 の 4 ・ ④ 128 の 5 ・ ⑥

- 注 1) 内装制限の適用を受ける建築物の部分は、居室及び居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井（天井がない場合は、屋根）の室内に面する部分である。ただし、①②③⑦欄の居室等については、規定に該当する居室の壁の床面からの高さが 1.2m 以下の部分には適用されない。（令第 128 条の 5 ・ ①）
- 2) 内装制限の規定で、2 以上の規定に該当する建築物の部分には、最もきびしい規定が適用される。
- 3) スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものと及び令第 126 条の 3 の規定に適合する排煙設備を設けた建築物の部分については、内装制限の規定は適用されない。（令第 128 条の 5 ・ ⑦）
- 4) 壁装材料等の場合、下地・工法の組み合わせにより不燃性能が異なる。

2-48

腰壁部分の内装制限の適用除外

法第35条の2
 令第128条の5第1項
 第4項

内 容

令第128条の5第1項及び第4項の「床面から高さが1.2m以下の部分を除く」は、居室の壁のみを対象とし、廊下・階段・その他の通路の壁については適用除外とならない。

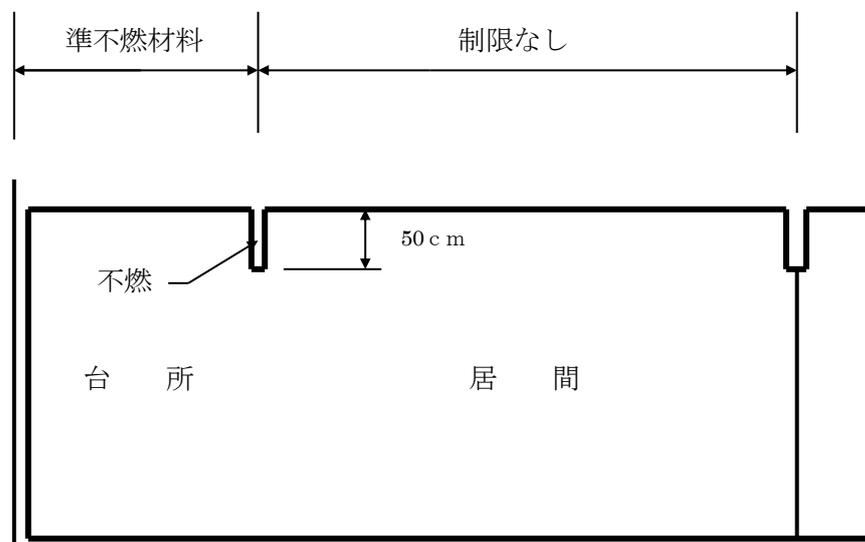
2-49

調理室の内装

法第35条の2
令第128条の5第6項

内容

火気使用部分とその他の部分とが一体である室については、その室のすべてを内装制限の対象とする。ただし、天井から50cm以上下方に突出した不燃材料で造り又は覆われた垂壁その他これらに類するもので、当該部分が相互に区画されている場合は、別室とする。



2-50

内装制限を受ける室の照明器具

法第35条の2
令第128条の5

内 容

「建築基準法及び同大阪府条例質疑応答集[改訂6版] / 大阪府内建築行政連絡協議会」
2-72 参照

参 考

- ・『建築基準法及び同大阪府条例質疑応答集[改訂6版] / 大阪府内建築行政連絡協議会』
2-72

2-51

階段の踏面の寸法

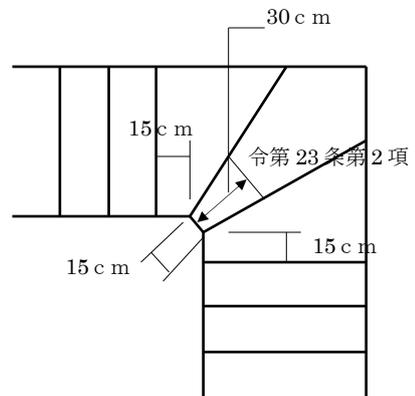
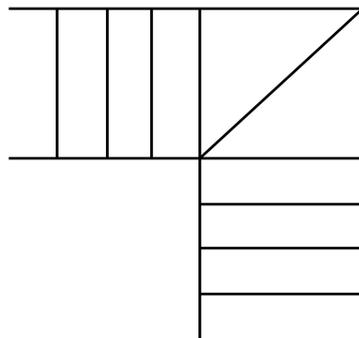
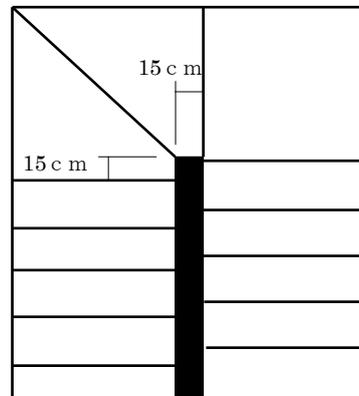
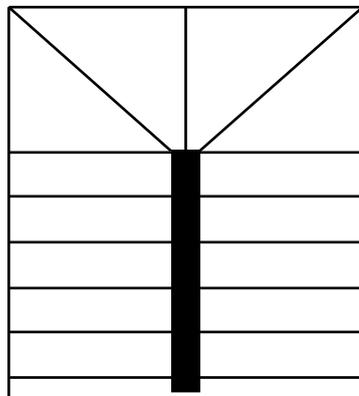
法第36条
令第23条
府条例第8条

内容

令第23条に定める他、府条例第7条に掲げる特殊建築物の階段を回り階段とする場合は、踏面の狭い方の端の寸法を15cm以上とすること。

× (踏面寸法が適正でない場合)

○ (踏面寸法が適正の場合)



2-52

階段の有効幅

法第36条
令第23条

内 容

内部階段およびその踊場に手摺りを設ける場合、下記の各号に該当するものは当該手摺りの壁等の仕上げ面から突出する部分について、階段巾に算入することができる。

- ①当該手摺りの壁等の仕上げ面から突出する部分が10 cmを超えないものであること。ただし、当該部分が10 cmを超える場合にあっては、当該手摺りの突端から壁等の仕上げ面に向かって10 cmまでの部分については当該階段等の幅に算入することができる。
- ②当該手摺りが壁等に直接固定され、かつ、手摺り子を有しないものであること。
- ③手摺りが階段等の両側に設けられる場合においては、一方の手摺りの突端から他方手摺りの突端までの内法が60 cm以上となるものであること。

参 考

- ・『建築基準法及び同大阪府条例質疑応答集[改訂6版] / 大阪府内建築行政連絡協議会』2-77

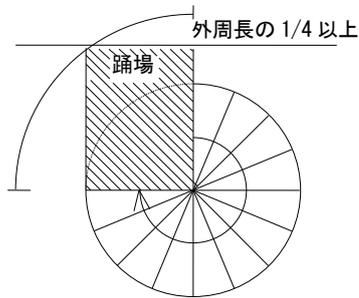
2-53

らせん階段の踊場の寸法

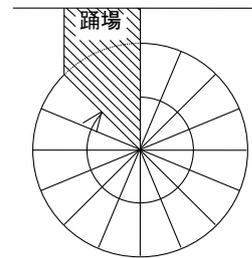
法第36条
令第23条1項

内容

- (1) らせん階段の踊場の寸法は、階段の円周の1/4以上とすること。
- (2) 主たる階段は、原則としてらせん階段としないこと。ただし、延べ床面積が200㎡以下の一戸建ての住宅及び共同住宅のメゾネット住戸内の階段についてはこの限りでない。



踊場寸法が適正の場合



踊場寸法が適正でない場合